

1 補助対象となる世帯と補助の額(補助限度額)

- (1) 平成31年度市町村民税ならびに下表の対象園児の別により補助額を決定します。
- (2) 2人以上に所得のある世帯は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税の所得割課税額の合計額となります。
- (3) 途中入園・退園の場合は、在園月数に応じて補助額を算定します。
※途中入園は、令和元年9月1日までの入園者が対象となります。

(4) 令和元年度幼稚園就園奨励費は、幼児教育の無償化に伴い、平成31年4月から令和元年9月までが対象期間となります。

対象となる世帯		補助の額				
減免措置 階層区分		補助 対象 経費	補助限度額			
			A	B	C	
			第一子 ※ひとり親世帯、在宅障害児(者)の いる世帯等はかつこ内の金額	第二子	第三子以降	
平成31 年度の 市町村 民税額	第1 区分	入園料、 保育料の 合計額	生活保護法の規定による保護を 受けている世帯	154,000 円	154,000 円	154,000 円
	第2 区分		当該年度に納付すべき市町村民税が 非課税となる世帯または市町村民税の 所得割が非課税となる世帯	136,000 円 (154,000円)	154,000 円	154,000 円
	第3 区分		当該年度に納付すべき市町村民税の 所得割課税額が77,100円以下の世帯	93,600 円 (136,000円)	154,000 円	154,000 円
	第4 区分		当該年度に納付すべき市町村民税の 所得割課税額が211,200円以下の世帯	31,100 円	92,500 円	154,000 円
	第5 区分		①～④区分以外の世帯	- 円	77,000 円	154,000 円

生計を一にする兄弟から
第1子としてカウントします。

生計を一にする
小学校3年生までの兄弟から
第1子としてカウントします。

注1 市町村民税所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除等の適用前の額です。

注2 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

注3 第1区分および第2区分、第3区分の世帯については、多子計算に係る年齢制限はなく、生計を一にする兄弟から第1子として数え、第4区分および第5区分の世帯については、生計を一にする小学校3年生までの兄弟から第1子として数えます。

注4 第4区分の世帯であり、かつ、18歳以下のきょうだい(但し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)が3人以上いる世帯のうち、18歳以下の兄弟から数えて第2子の園児は92,500円(上表Bに該当する園児を除く。)、第3子以降の園児は154,000円の補助限度額になります。

注5 第5区分の世帯であり、かつ、18歳以下のきょうだいが4人以上いる世帯のうち、18歳以下の兄弟から数えて第4子以降の園児は77,000円(上表Bに該当する園児を除く。)の補助限度額になります。